

富山大学大学院芸術文化学研究科規則

平成23年4月1日制定 平成24年4月1日改正
平成25年4月1日改正 平成26年4月1日改正
平成27年3月20日改正 平成28年4月1日改正
平成29年2月8日改正 平成30年2月14日改正
平成31年2月13日改正 令和元年9月24日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第55条の規定に基づき、富山大学大学院芸術文化学研究科(以下「本研究科」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第2条 本研究科は、総合芸術を基盤とした人間の文化活動全般を教育研究の対象とし、独自の表現法とその成果の社会的活用という観点から、多角的研究手法による実践的研究を通じて、これからの社会において、学芸の深化を実現させる教育研究を通じ、芸術の成果を活用して心豊かな地域文化を創生するために、先導的役割を担う人材を養成することによって社会の創造性を強化することを目的とする。

(教員組織)

第2条の2 芸術文化学専攻に、大学院学則第8条第2項に定める教員組織として芸術文化学講座を置く。

(授業科目及び単位数)

第3条 本研究科における授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 授業科目の配当及び授業時間は、毎学年の始めにこれを定める。

3 授業科目の1単位当りの授業時間は、次の基準による。

(1)講義は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2)演習は、15時間の授業をもって1単位とする。

(3)実習・実験は、30時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第4条 学生は学期ごとに、その学期に履修しようとする授業科目の届け出をしなければならない。

第5条 学生は、別表に掲げる授業科目に基づき、共通科目において2つ以上の科目群から6単位を必修単位として修得し、必修として修得した共通科目以外の共通科目又は専門科目から選択科目として16単位以上修得し、特別研究必修8単位の修得を含め、計30単位以上修得しなければならない。

2 学生は、主指導教員1人を人選し、主指導教員は、副指導教員を指名するものとする。なお、主指導教員は、当該学生の教育研究分野の担当教員から選出するものとする。

3 前項の主指導教員及び副指導教員は、芸術文化学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)の承認を得るものとする。

4 本研究科において教育上有益と認めるときは、他の研究科及び教育部並びに他の大学の大学院(外国の大学の大学院及び国際連合大学を含む。)との協議に基づき、学生が主指導教員の許可を得て、当該他の研究科及び教育部並びに他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

5 研究科長は、研究科委員会の意見を聴いて、前項の規定により履修した授業科目の修得単位は、第1項に規定する選択科目として、6単位まで修了に必要な単位に含めることができる。

6 本研究科において教育上有益と認めるときは、本学の学部との協議に基づき、学生が主指導教員の許可を得て、当該学部の授業科目を履修することを認めることができる。ただし、その単位は、第1項に規定する修了に必要な単位に含めることができない。

(単位の認定)

第6条 単位修得の認定は、筆記若しくは口頭の試験又は研究報告等により、授業科目担当教員が行う。

2 前項の認定を行う時期は、学期末とする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(成績評価)

第7条 授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。

2 前項の成績の評価は100点満点とし、次のとおりとする。

秀 90点以上

優 80点以上 90点未満

良 70点以上 80点未満

可 60点以上 70点未満

不可 60点未満

(学位論文等の提出)

第8条 学生は、あらかじめ指定する期日までに学位論文等(大学院学則第37条第1項に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)を提出しなければならない。

(学位論文等の審査及び最終試験)

第9条 学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会で選出した主査1人及び副査2人で構成する審査委員がこれを行う。ただし、主指導教員は主査になることができない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、研究科委員会の定めるところによる。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成23年度の入学者については、なお従前の例による。

附則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成25年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成26年度以前の入学者については、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の第7条の規定は、平成28年度に第1年次に入学した者から適用し、平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成28年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成29年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

